



クロスボウの所持には許可が必要です

近年、クロスボウ(ボウガン)を使用した凶悪事件が相次いで発生したことから、法律が改正されます。施行日は3月15日です。

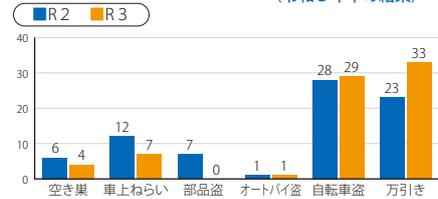
銃刀法改正の概要

- 所持は、許可を受けた場合を除き、禁止されます
- 使用場所、保管方法に関する規制が行われます

県内の警察署では、無償でクロスボウの引取り・回収を行っています。
現在所持している人は、小郡警察署にご連絡ください。



小郡警察署管内の犯罪・交通事故の発生状況 (令和3年中の結果)



○刑法犯発生件数	220件(-2件)
○交通事故発生状況	
発生件数	221件(-10件)
死者数	3人(+3人)
負傷者数	276人(-33人)

※()は、前年比を示す

毎月9日は
防火の日

こちら119

久留米広域消防本部
三井消防署
☎72-5101 ☒72-5948



住宅火災に気をつけてください

令和3年に本部管内で発生した火災件数は121件で、そのうち50件は住宅での火災です。住宅火災は前年より9件増加し、8人が亡くなりました。

住宅火災の出火原因の上位は、コンロやたばこ、電気関係によるものです。今一度、予防・対策を行い住宅火災を防ぎましょう。

予防と対策

コンロ

- 使用するときは、その場を離れない
- 安全装置の付いた機器を使用する
- 周りに燃えやすい物を置かない

たばこ

- 寝たばこは絶対にしない
- 吸い殻は水を使って確実に消す
- 吸い殻を溜め込まない

令和3年住宅火災の主な原因

1位	たばこ	7件
2位	コンロ	6件
3位	電灯・電話などの配線	5件



消費生活相談室

小都市消費生活相談室
☎27-5188

窓口開設日
毎週月～金曜日
午前9時～正午、午後1時～4時

一方的に送りつけられた商品の代金は支払い不要です

〈相談事例〉

- 何度もしつこく海産物購入の勧誘電話があり、その度に断っていた。しかしある日突然、その事業者からカニを送付する旨の不在連絡票が郵便受けに入っていた。受取拒否をしてもよいか。
- 父親宛てに注文していない健康食品が届き、定期購入と書いてある紙と払込用紙が同封されていた。どうしたらよいか。

〈消費者へのアドバイス〉

- 令和3年7月に特定商取引法が改正され、注文や契約をしていないにもかかわらず一方的に送り付けられた商品は、直ちに処分することができるようになりました。
- 一方的に商品を送りつけられても、お金を支払う必要はありません。仮に、消費者がその商品を開封・処分しても支払い不要です。
- 一方的に送り付けられた場合、トラブルに巻き込まれる可能性がありますので、受取拒否をするのも一つの方法です。



困ったときは、すぐ相談!